

<p>事務局長</p> <p>森会長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>令和5年2月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席委員は、4番田中委員、5番南出委員、7番牧野委員の3名です。只今の出席委員数は16名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様が発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に3番 清兼委員、6番 林委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>&lt;説 明&gt; 議案第60号農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について説明いたします。</p> <p>整理番号46番、譲渡人 福井市大島町 ○○さん。譲受人 丸岡町大森 ○○さん。申請地は、丸岡町大森、計3,790㎡です。許可後の経営面積84アールです。</p> <p>整理番号47番、譲渡人 春江町中庄 ○○さん。譲受人 春江町中庄 ○○さん。申請地は、春江町中庄、計7,077㎡です。許可後の経営面積233アールです。</p> <p>整理番号48番、譲渡人 春江町大牧 ○○さん。譲受人 春江町大牧 ○○さん。申請地は、春江町大牧、田680㎡です。許可後の経営面積53アールです。</p> <p>整理番号49番、譲渡人、春江町大牧 ○○さん。譲受人 春江町大牧 ○○さん。申請地は、春江町大牧、田486㎡です。許可後53アールです。経営面積は今回、小作地から所有地になる内容となっております変更ありません。</p> <p>整理番号50番、譲渡人、永平寺町松岡芝原二丁目 ○○さん。譲受人 春江町沖布目 ○○さん。申請地は、春江町沖布目、田3,000㎡です。許可後の経営面積71アールです。</p> <p>整理番号51番、譲渡人、丸岡町板倉 ○○さん。譲受人 丸岡町油為頭 ○○さん。申請地は、丸岡町油為頭、田486㎡です。許可後の経営面積96アールです。</p> <p>整理番号52番、譲渡人、丸岡町油為頭 ○○さん。譲受人 丸岡町板倉 ○○さん。申請地は、丸岡町油為頭、田1,198㎡です。許可後の経営面積201アールです。</p> <p>整理番号53番、譲渡人 東京都墨田区 ○○さん。譲受人 三国町加戸 ○○さん。申請地は、三国町加戸、田、5,331㎡です。許可後の経営面積195アールです。</p> <p>整理番号54番、譲渡人 丸岡町里竹田 ○○さんほか。譲受人 丸岡町里竹田 ○○さん。申請地は、丸岡町里竹田、田、2,275㎡です。許可後の経営面積2,136アールです。</p> <p>以上ご審議願います。</p> <p>ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第60号は許可することに決定してよろしいですか。</p> <p>&lt; 異議なし &gt;</p> <p>それでは、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。</p>
---	---

議 長	次に議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。
事務局	<p>&lt;説 明&gt;</p> <p>議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。</p> <p>整理番号67番、所有権移転の案件で、譲渡人 東京都江戸川区 ○○さんほか1名。譲受人 東京都西東京市 ○○さん。申請地は丸岡町東陽二丁目、1,013㎡。建売分譲6棟を目的に転用するもので建築面積347.76㎡です。</p> <p>整理番号68番。賃借権設定の案件で、借人 福井市志比口三丁目 ○○さん。貸人 丸岡町今市 ○○ほか3名。申請地は丸岡町今市、計2,666㎡です。表土置き場として3年間の一時転用を行うものです。</p> <p>整理番号69番。譲渡人 丸岡町田屋 ○○さん。譲受人 福井市文京一丁目 ○○さんです。申請地は坂井町長屋、1,458㎡です。除雪機製造車両置き場として転用するもので、所要面積1,458㎡です。</p> <p>整理番号70番。譲渡人 三国町滝谷三丁目 ○○さん。譲受人 三国町緑ヶ丘四丁目 ○○さん。申請地は三国町三国東二丁目、815㎡です。宅地分譲4区画を目的に行うもので所要面積は815㎡です。</p> <p>整理番号71番。譲渡人、丸岡町一本田 ○○さん外3名。譲受人 福井市木田三丁目 ○○さん。申請地は丸岡町一本田、計1,018㎡です。宅地分譲6区画の造成を目的として転用するものです。</p>
議 長	それでは、現地確認の報告をお願いします。
木村委員	<p>整理番号67番を12番木村委員お願いします。</p> <p>12番木村です。登記は田でしたが、現地を見ると作物はなく畑のような状態です。下水も通っており特に問題ないと思われます。</p>
議 長	次に整理番号68番を9番坪田委員お願いします。
坪田委員	9番坪田です。整理番号68は砂利採取の表土置き場とするため一時転用すると聞いております。通行などで農道を破損した場合には責任をもって○○が補修すると聞いています。審議のほどよろしくお願いします。
議 長	次に整理番号69、70番を14番本田委員お願いします。
本田委員	<p>14番 本田です。整理番号69番、○○の案件で、隣の農地を転用ということで、周りはL型擁壁が入っており雨水は県道沿いに既存のものがあり、そちらに流すとのことでした。周囲の農地関係者とも十分協議していることから問題ないと思われます。</p> <p>整理番号70番は分譲住宅の案件で、隣接する農地はありません。雨水は東側に既存の側溝があり、西側は新たに入れるということで問題ないと思われます。</p>
議長	次に整理番号71番を15番坪川委員お願いします。
坪川委員	15番 坪川です。整理番号71番ですが、場所は国道8号線から一筋西側に入ったところになります。現況は畑となっていますが、現場確認すると空地のような状態で、車をとめることもあるとのことでした。宅地分譲ということで、西側に新しく側溝を設けて雨水を流すとのこと。近隣に農地はなく、周囲は住宅街ですので特に問題ないと思われます。ご審議お願いします。
議 長	続いて地元委員のご意見を伺います。
本田委員	<p>整理番号67番を14番本田委員お願いします。</p> <p>14番本田です。現地確認の委員さんの説明のとおり問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議 長	次に整理番号68番を11番中垣内委員お願いします。
中垣内委員	11番中垣内です。整理番号68番は北側の団地はありますが、土の仮置きなので特に問題ないと思われます。ご審議お願いします。

議 長	次に整理番号69番を12番木村委員お願いします。
木村委員	12番木村です。現地確認の委員さんの説明のとおり埋め立てしても周囲に影響ないと思われまので、よろしくをお願いします。
議 長	次に整理番号70番を6番林委員お願いします。
林委員	6番林です。整理番号70番は、現地確認委員さんの説明のとおり、用途地域内にあります。住宅地に囲まれており、用排水も管理されていることから周囲に影響ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
森 会長	整理番号71番を19番、私森が申し上げます。  整理番号71番は、8号線から一本下がったところで、現地確認委員さんの説明の通り、住宅にすることに問題ないと考えまので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	それではご意見を伺いま。ご意見ございませんか。  無ければお諮りいたしま。議案第61号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。
各委員	<異議なし>
議 長	異議なしと認めま。 議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。
議 長	では続いて、議案第62号「現況証明願について」を議題といたしま。事務局説明を求めま。
事務局	<説 明> 議案第62号「現況証明願について」説明しま。  整理番号18番。 出願人は丸岡町羽崎 ○○さんほか1名。証明を受けようとする土地は、丸岡町羽崎、128㎡です。昭和40年代から農作業小屋及び農機具置き場として利用され、50年以上経過していまますが、現在、農業経営を終えて宅地となつていま。
	整理番号19番。 出願人は福井市大島町 ○○さん。証明を受けようとする土地は、丸岡町大森、26㎡です。経緯は、昭和元年ごろに土蔵づくりの住宅が建築され以後、宅地として一体的に利用し、現在に至るもの。
議 長	以上、ご審議よろしくをお願いします。 それでは、現地確認の報告をお願いします。
坪田委員	整理番号18番を9番坪田委員お願いします。 9番坪田です。整理番号18番は、現地確認しますと4m、5mほどの細長い土地の状況で非農地という状況でした。農作業小屋は建つていまましたが使用してないとのことでした。最近、地籍調査がはいつて地境の杭もありました。問題ないと思われまのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	整理番号19番を12番木村委員お願いします。
木村委員	12番木村です。現場を確認しますと、隣の宅地と地続きで境目がわからない状況で、致し方ないと思われまのでご審議お願いします。
議 長	続いて、地元委員のご意見を伺いま。 整理番号18番を11番中垣内委員お願いします。
中垣内委員	11番中垣内です。整理番号18番、現地確認に行かれた委員さんの報告の通りですのでよろしくをお願いします。
議 長	次に整理番号19番を2番末廣委員お願いします。
末廣委員	2番末廣です。現況に至つた経緯のとおり、非農地と思われま。よろしくをお願いします。
議 長	では、皆さんのご意見を伺いま。ご意見ございませんか。

議長 無ければお諮りいたします。議案第62号は原案のとおり承認してよろしいですか。

各委員 < 異議なし >

議長 異議がないと認めます。議案第62号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。

議長 次に議案第63号「農用地利用集積計画の決定について」および議案第64号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は関連がありますので、一括して議題とします。農業振興課の説明を求めます。

< 説明 >

農業振興課 議案第63号「農用地利用集積計画の決定について」および議案第64号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」一括して説明いたします。利用権設定を受ける者（借り手）は19名、利用権設定する者（貸し手）は229名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規517筆、823,445㎡、田の更新は51筆106,562㎡です。畑は、新規23筆、81,513㎡。畑の更新は2筆4,104㎡です。田畑あわせ計593筆1,015,624㎡です。使用賃借権の案件は、田60筆86,148㎡、畑10筆7,079㎡です。今月は所有権移転1件ございます。所有権を移転する者 坂井町福島 ○○さん。所有権を受ける者 ○○さん。移転する土地は、坂井町福島、計13,763㎡です。

議長 本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

それではお諮りします。議案第63号および議案第64号は原案のとおり承認してよろしいですか。

各委員 < 異議なし >

議長 異議なしと認めます。議案第63号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第64号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。

議長 先月承認保留となりました件についてお願いします。議案第59号「令和5年農作業料金について」を、議題とします。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第59号について、先月提出させていただいた作業料金について今回改めて協議させていただく案件です。備考の欄、上から13行目を御覧ください。前回、稲作の防除作業ということでラジコンヘリとドローンとの単価が違いすぎるというご指摘がありましたので、事務局で検討させていただいたところです。

お手元のカラーの資料をご覧ください。ドローン防除作業料金の検討価格として、3つございます。まず、上段は昨年10月に作業料金に関するアンケートに市内営農組合から回答あった単価で、税抜き1,300円です。二つ目はFBCなどで単価1,500円。最後は県農業会議の単価で1,100円です。この単価ができましたので事務局としてはこの中で決めたいと考えてございます。なお参考程度に県内市町の単価を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

提案として、これまでの農業の空中散布は無人ヘリコプターにより実施されてきましたが、平成28年頃からドローンによる散布が開始されました。ドローンは無人ヘリと比較して機体が小型で、作業性の工場やコスト削減効果が期待されています。また、無人ヘリに比べ運用のハードルが低く農家の方が自身でドローンを購入し作業に活用することが可能です。このような中今年の調査においてドローンによる作業を請け負われている方から1,300円との回答がありました。先ほど3つの金額を提示したなかで、あまり高額であれば委託者から敬遠される可能性がありますので、スマート農業の普及と受託者の育成を図る観点から、中間の1,300円を令和5年のドローン防除作業料金として提案します。ご審議よろしくをお願いします。

議長 本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。それではお諮りします。議案第59号については原案のとおり承認してよろしいですか。

各委員 < 異議なし >

異議なしと認めます。議案第59号「農作業標準料金の設定について」は原案のとおり承認しました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。